

【表紙】	
【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成28年11月17日
【発行者名】	BNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役 島崎 亮平
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号 グラントウキョウ ノースタワー
【事務連絡者氏名】	芳野 隆之
【電話番号】	03-6377-2929
【届出の対象とした募集（売出） 内国投資信託受益証券に係るファ ンドの名称】	エース新小型成長株オープン
【届出の対象とした募集（売出） 内国投資信託受益証券の金額】	200億円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成28年1月28日付をもって提出した有価証券届出書（平成28年6月17日付、平成28年7月28日付及び平成28年10月17日付をもって提出した有価証券届出書の訂正届出書にて訂正。）において、繰上償還に伴う記載事項の一部に訂正事項がありますので、これを訂正するため、本訂正届出書を提出するものです。

【訂正の内容】

下線部_____は訂正部分を示します。

第一部【証券情報】**（7）【申込期間】****<訂正前>**

平成28年1月29日から平成29年1月28日まで

当ファンドの継続申込期間は平成29年1月28日までとさせていただいておりましたが、平成29年1月19日付で繰上償還を行う予定のもと、「信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」第25条の規定による改正前の投資信託及び投資法人に関する法律（以下「旧投信法」といいます。）に基づく所定の手続きを、平成28年10月17日から開始致します。

平成28年10月17日現在において、繰上償還の可否は未定ですが、平成28年10月17日から平成28年11月16日までの異議申立期間に異議を述べた受益者の有する受益権の口数の合計が公告日現在の受益権総口数の2分の1を超えない場合、申込期間は平成28年11月17日までとします。詳しくは委託会社もしくは販売会社にお問合わせください。

<訂正後>

平成28年1月29日から平成28年11月17日まで

当ファンドの継続申込期間は平成29年1月28日までとさせていただいておりましたが、平成29年1月19日付で繰上償還を行う予定のもと、「信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」第25条の規定による改正前の投資信託及び投資法人に関する法律（以下「旧投信法」といいます。）に基づく所定の手続きを、平成28年10月17日から開始しており、平成28年10月17日から平成28年11月16日までの異議申立期間に異議を述べた受益者の有する受益権の口数の合計が公告日現在の受益権総口数の2分の1を超えなかったため、申込期間は平成28年11月17日までとします。詳しくは委託会社もしくは販売会社にお問合わせください。

第二部【ファンド情報】**第1【ファンドの状況】****1【ファンドの性格】****（2）【ファンドの沿革】****<訂正前>**

平成18年1月27日 関東財務局長に対して有価証券届出書提出
平成18年2月28日 ファンドの信託契約締結、ファンドの運用開始
平成22年7月1日 当ファンドを委託会社とした証券投資信託委託業に係る業務をフォルティス・アセットマネジメント株式会社からビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント株式会社（承継後の新社名:BNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社）に承継

<訂正後>

平成18年1月27日 関東財務局長に対して有価証券届出書提出
平成18年2月28日 ファンドの信託契約締結、ファンドの運用開始
平成22年7月1日 当ファンドを委託会社とした証券投資信託委託業に係る業務をフォルティス・アセットマネジメント株式会社からビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント株式会社（承継後の新社名:BNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社）に承継
平成29年1月19日 信託終了（繰上償還）

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

<訂正前>

（略）

当ファンドは平成29年1月19日付で繰上償還を行う予定のもと、旧投信法に基づく所定の手続きを、平成28年10月17日から開始致します。

平成28年10月17日現在において、繰上償還の可否は未定ですが、平成28年10月17日から平成28年11月16日までの異議申立期間に異議を述べた受益者の有する受益権の口数の合計が公告日現在の受益権総口数の2分の1を超えない場合、繰上償還日の一定期間前で事実上の運用を終了し、以降は保有資産を順次売却していきます。詳しくは委託会社もしくは販売会社にお問合わせください。

<訂正後>

（略）

当ファンドは平成29年1月19日付で繰上償還を行う予定のもと、旧投信法に基づく所定の手続きを、平成28年10月17日から開始しており、平成28年10月17日から平成28年11月16日までの異議申立期間に異議を述べた受益者の有する受益権の口数の合計が公告日現在の受益権総口数の2分の1を超えなかったため、繰上償還日の一定期間前で事実上の運用を終了し、以降は保有資産を順次売却していきます。詳しくは委託会社もしくは販売会社にお問合わせください。

3【資産管理等の概要】

(3)【信託期間】

<訂正前>

無期限とします。

ただし、後述(5)その他(I)ファンドの償還条件の事項に該当することとなった場合は、信託を終了させることがあります。

当ファンドの信託期間は無期限とさせていただいておりましたが、平成29年1月19日付で繰上償還を行う予定のもと、旧投信法に基づく所定の手続きを、平成28年10月17日から開始致します。

平成28年10月17日現在において、繰上償還の可否は未定ですが、平成28年10月17日から平成28年11月16日までの異議申立期間に異議を述べた受益者の有する受益権の口数の合計が公告日現在の受益権総口数の2分の1を超えない場合、繰上償還日の一定期間前で事実上の運用を終了し、平成29年1月19日に信託を終了（繰上償還）する予定です。詳しくは委託会社もしくは販売会社にお問合わせください。

<訂正後>

当ファンドの信託期間は無期限とさせていただいておりましたが、平成29年1月19日付で繰上償還を行う予定のもと、旧投信法に基づく所定の手続きを、平成28年10月17日から開始しており、平成28年10月17日から平成28年11月16日までの異議申立期間に異議を述べた受益者の有する受益権の口数の合計が公告日現在の受益権総口数の2分の1を超えなかったため、繰上償還日の一定期間前で事実上の運用を終了し、平成29年1月19日に信託を終了（繰上償還）致します。詳しくは委託会社もしくは販売会社にお問合わせください。